

経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令（案）新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

別表第三（第一条関係）

別表第三（第一条関係）

項名	品 目
一 メキシコ協定	<p>(一)～(六) (省略)</p> <p>(七) 関税率表第一七 二・六 号の二に掲げる物品のうちりゅうぜつらん（アガヴェ・テキイラナ及びアガヴェ・サルミアナ）の液汁、エキス又は濃縮物から得た果糖水（ブリックス値が七四を超えるもののうち、乾燥状態において、しょ糖の含有量が全重量の四％以下で、ぶどう糖の含有量が全重量の二五％以下であり、かつ、果糖の含有量が全重量の七〇％を超えるものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）</p> <p>(八) 関税率表第二 九・一一号及び第二 九・一九号に掲げる物品</p> <p>(九) 関税率表第二 九・一二号に掲げる物品</p> <p>(一〇) 関税率表第二 九・五 号の</p>

項名	品 目
一 同上	<p>(一)～(六) 同上</p> <p>(七) 同上</p> <p>(八) 同上</p> <p>(九) 同上</p>

七 ~ 二	
(省略)	
(省略)	一に掲げる物品 (一一) 関税率表第二一 三・二 号の 一に掲げる物品 (一二) 関税率表第二一 三・二 号の 二に掲げる物品 (一三) 関税率表第二九 五・四四号に 掲げる物品 (一四) 関税率表第三五 五・一 号の 二に掲げる物品
七 ~ 二	
同上	
同上	(一一) 同上 (一二) 同上 (一三) 同上 (一四) 同上